

令和 6 年度第 4 回（第 6 8 回） 外務省契約監視委員会
議 事 概 要

開催日及び場所		令和 7 年 1 月 2 1 日（火） 於：外務省南 3 9 6 号会議室	
委 員	委 員 長	中谷 和弘	
	委 員	三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓	
抽出案件			（備考） 審査対象： 令和 6 年度第 2 四半期 リモート開催
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）		2/9 件	
一般競争方式（上記以外）		4/41 件	
指名競争方式		0/6 件	
企画競争に基づく随意契約方式		0/20 件	
公募に基づく随意契約方式		0/0 件	
その他の随意契約方式		4/60 件	
合 計		136 件	
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	意 見 ・ 質 問		回 答
	別紙のとおり。		別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		
その他	会計課調達官から「令和 6 年度外務省調達改善計画」上半期にかかる自己評価の報告を行うとともに、「令和 7 年度外務省調達改善計画」策定にかかる今後の進め方について言及し、各委員より了解を得られた。		

委員	外務省
1 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし） 2 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし） 3 再度入札における一位不働状況 （特段の意見なし） 4 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし） 5 抽出案件の審議 ⑥－３７：「在外公館用短距離無線機及び長距離無線機等の保守、運用指導、設置等」業務委嘱 ○ 本契約事業者の関係事業社製の無線機が配備されている在外公館が対象とのことだが、何年ごとに何公館実施するのか。 ○ 契約関係書類の記載がシンプルだが、各在外公館の設置台数、また点検内容等、具体的に内容を記載した方がいいと思料するが、見直しの余地はあるか。 ○ 本件作業は、在外公館３箇所（ミャンマー、ラオス、カンボジア）にそれぞれ６～７泊現地に滞在し、２名体制で作業を実施することとのことだが、各在外公館に何台の無線機があるのか。また、具体的な作業内容を説明いただきたい。 ⑥－１２：「印刷関連機器の賃貸借」業務委嘱 ○ ５年契約で令和１１年３月３１日に契約期間終了となるが、それ以降の予定はどのように考えているのか。	● 無線機配備公館の２割程に關係事業社製の無線機が配備されている。明確に何年に一度という規定はなく、機器の状況や予算などを踏まえ、毎年度実施する在外公館を選択している。 ● ご指摘に感謝する。より詳細に記載できるよう、今後検討していく。 ● 無線機の台数については、各在外公館で若干数の差があり、２０台から４０台程の無線機を設置している。本件作業では、各無線機の電波の放出状況、ケーブル・アンテナの状況、また、通信がきちんと指定されている範囲に届いているかなどの点検を実施している。３公館のうちミャンマーについては他の在外公館と比べると無線機の設置台数は少ないが、中継機の設置作業が別途必要なため現地で５日程度滞在の時間を設けている。 ● ５年経過後、印刷技術や印刷ニーズ等、その時の状況に基づき調達の判断をする。

委員	外務省
○ これまで使用し古くなった機種についても、同様の判断を行っているのか。また、機械の陳腐化の速度について、例えば新しい機種が次々に出てくるため、5年後には現在使用している機種が役に立たない状況になるのか、または10年程度は継続して使用が出来るかなどご教示いただきたい。 ○ 一者応札かつ入札不調の要因如何。2者から参考見積りを取得しており、うち一者は入札不参加だが、その点も含めどう確認、分析されているか。 ○ 本案件は外務省とA社及びB社との3者契約であるが、入札参加事業者（A社）と、見積書を提出した事業者（B社）との関係如何。 ○ 例えば批准書や信任状も、外務省で印刷しているのか。高度な印刷技術を要する場合、民間事業者が将来的に対応が難しくなることも懸念される。例えば国立印刷局は非常に高度な印刷技術を持っているため、高度な技術を要する印刷については、国立印刷局に一部依頼した方がいいという印象を受けたが如何か。 ○ 印刷関連機器の使用頻度如何。 ○ 通常のコピー機では対応出来ないとのことだが、偽造防止や透かしなどを入れているのか。 ○ 当該機械を使用すれば、外務省以外でも作成が出来るのか。または設定やノウハウなどに外務省特有なものがあるのか。 ○ 外務省のリース期間が終了し、事業者に機械を返却した後、他の事業者が同じ機械を使用すれば同様に作成することが出来るのか。契約上の制限はかけているのか。または基本的には事業者との信頼関係で成り立っているのか。 ○ 設定やデザインを入れ込んだ機械を返却後、その機械を使用すれば他の事業者も同様に作成が出来てしまうのであれば、悪用されることがないように、返却時に設定を解除する、設定を使用しない等の条件を、契約書に入れるなどの対策が必要と思料する。	● 契約更新時期の部品の入手のしやすさ、稼働性や、機種等も踏まえ判断することになる。陳腐化の速度については、この技術は日進月歩で我々も予測がつかない部分があるが、現在使用可能なものは可能な限り使用していく予定である。 ● 参考見積りを取得した2者のうち、入札不参加となった一者に理由を聴取したところ、社内審査に時間を要する等の理由により参加を見送ったとの回答があった。入札不調については、参考見積りを取得した2者の間で金額に開きがあり、当方が想定していた予算を超過したことによるものである。 ● A社が代理店として入札に参加し契約やリース会社との調整を行い、実際の賃貸借はB社から受けている。 ● 信任状についてはどこで印刷されているか把握していないが、印刷所の印刷機では行っていない。印刷の外注については、口上書などは随時ニーズが発生している状況であるため、現時点ではタイムリーに対応することができるよう、外務省内で印刷ができる体制にしている。 ● 例えば大使館員の離着任などにおいて、在京大使館と口上書を交わしているため、基本的に毎日活用の機会がある。 ● 然り。桐の紋章の箔押しや凹凸の紋章を付けている。 ● 紙幣の偽造防止レベルまでではないが、桐の紋章は民間で自由に使用出来るものではないため、外務省独自で使用するものとして業者に作成いただいている。 ● 例えば箔押し機等で外務省の紋章を使っているが、これは外務省独自に作っているものであり、他の事業者が使用することは出来ない。オフセット印刷機などは、外務省限りで使用している技術ではないため、同様に機械を使用すれば同じようなものが出来上がる。 ● 今後、技術も変化してくると思うが、ご指摘を踏まえ、他の事業者に無断で使用されることがないように、引き続き検討していきたい。

委員	外務省
②－１０：「外務省実施の無償資金協力等に関する事前調査」業務委嘱 ○ 入札説明会を実施しなかった理由如何。 ○ 見積り内訳書にて、シニアマネージャーの１日の単価が公費としては高い印象を受ける。全体の業務の話ではあるが、１日の単価が高いという見方に対してはどのように考えるか。 ○ 今回の事前調査実施後、後続のプロジェクトは予定しているのか。 ○ 要件定義の案件は、本契約事業者も参加可能なのか。システム関係については、当初の契約事業者が有利な状況となり、他の事業者は次のプロジェクトへの参入が難しくなるケースが見受けられるが、公正な競争入札が確保出来るような工夫はされているのか。	● 本案件の内容については、無償資金協力案件管理に係る全ての業務に必要な情報を整理した上で調査をし、どのような方式で実施していくのが良いかという検討がメインであり、特殊な業務ではなく一般的な調査という判断をした。また、早めに業務を実施する必要性があったことから、早期に入札を実施するため説明会を省略した。 ● 参考見積り取得段階で、本契約事業者が最も安価であり、他の事業者の見積りと比較した結果、調査を行うコンサルタントの単価としては、この程度が相場という認識であった。また、本案件は、今後本格的に導入するシステムの前提となる業務のため、的確に調査いただけるよう、相場に見合った金額で契約を締結する必要があった。 ● 本件事前調査後は、システム構築に向けた要件定義を行い、システムを構築する事業者を調達し、設計・開発に入ることを予定している。 ● 然り。本案件を受託したことで要件定義の調達から本契約事業者を排除するものではないが、本契約事業者以外にも広く募集する予定である。他方、システム設計・開発については、本契約事業者は入札に係る情報を知り得る立場となることから制限をかける予定である。
①－９：「採用管理システム構築」業務委嘱 ○ 本契約事業者が廉価で落札している点について理由を確認されているか。また、契約関係書類に「運用経費の高止まりを回避するため、２年度目以降の当該経費低減に資する提案を行うこと」と記載があるが、具体的にどのような提案があり、どの程度拘束力があるものなのか。また、「２年度目以降の運用方針、必要となる経費を月額もしくは年額で提示する」と記載があるが、これは２年度目以降も本契約事業者に依頼することを想定しての記載ではないという理解で良いか。	● 落札金額が廉価であることについては、移行データ量が想定よりも少なかったことや、事業者からの提案内容において、プラグインツール（拡張機能）の変更や、ＪＡＶＡスクリプト開発を少なくし、標準機能での開発が実現できると判断されたことによるものである。なお、運用・保守初年度（２年度目）は、システムの確実且つ適切な稼働が不可欠であり、仮にシステムに不具合が生じた場合の責任の所在を明確とするため、開発業者による運用保守を行うことが望ましく、その後は公平性の観点から、広く複数事業者が応募できるよう進めていきたいと考えている。
①－８：「パソコン・プリンタ等の運用管理業務（ヘルプデスク業務）」業務委嘱 ○ 本件業務は、外務省で賃貸借しているパソコンが対象となるのか。また、ヘルプデスクの業務はハードの使用法や不具合時などに対応するものであり、個別システムにまでは深入りできないため、その一次窓口の役割を果たすというイメージか。	● ご理解のとおり。パソコンの修理を行うのは別途パソコンの賃貸借保守契約をしている事業者であり、ヘルプデスクは省員からの照会を受け、必要に応じて賃貸借の事業者等に引き渡すという業務である。

委員	外務省
○ 入札金額について、本契約事業者と入札に参加した他の事業者との入札額に大きな開きがあり、仮に本契約事業者が今後対応出来なくなった場合、本業務を継続することが難しくなることが懸念されるが如何か。 ○ 契約関連書類に記載があるとおりの、外務省職員で処理できないものについて、省員から直接ヘルプデスクに照会が行き、ヘルプデスクから情報通信課への「エスカレーション」という記載があるが、これはヘルプデスクでも対応ができない場合に情報通信課へ対応を委ねるということか。また、これはどのぐらいの頻度で発生するのか。エスカレーションした問い合わせは記録を取っているのか。 ○ 4年契約となっているが、これまでも4年間で契約をしているのか。また、その4年間に他の事業者に入れ変わっていくのか、それとも同じ業者が継続して業務を行っているのか。 ○ 契約切り替えの前後は、どのように対応しているのか。 ○ 業務の規模感、必要な人員数については、照会対応件数の実績に基づいて数字を出しているという理解で良いか。 ○ 例えば民間企業でもWindows 10からWindows 11への切り替えが順次行われているが、大きなアップデートがあると変わってくると思うが、平均を出しているのか。それとも大きなアップデート等がない状態での、通常業務での数ということか。 ○ 照会件数が多い印象を受けたが、経年で見るときに、同様の件数で止まっているのか、それとも徐々に減るものなのか。	● 見積りの作成にあたっては、デジタル統括アドバイザーの確認を受けており、入札に当たっても広く情報収集を行い複数事業者に声掛けを行った。結果として、廉価で契約することになったが必要な手続きは行っていると思料する。 ● ヘルプデスクには業務の範囲があり、ヘルプデスクで判断が難しい問い合わせに関しては、情報通信課に助言や判断を仰ぎながら運用している。件数については月単位で平均2,000件弱の問い合わせをヘルプデスクで受けている。エスカレーションした問い合わせについては記録しており、記録した内容はポータルサイト等に反映し、ノウハウを蓄積していく取り組みを実施している。 ● これまでも4年契約をしており、4年間は同じ事業者が継続して業務を行っている。 ● 4年後にまた同様の調達を行うが、現在の契約事業者から他の事業者に変更となる場合には、業務に必要な知識や技術等を引き継ぐ期間が必要となるため、別途契約を結び本期間を確保している。今回は前年度と同じ契約事業者だったため引き継ぎ期間は存在しなかった。 ● 然り。 ● Windows 11の対応は現在行っている途中である。大きなアップデート等があると、常に照会件数が増加するため、別途Windows 11の対応を行うための契約を締結している。 ● システムは常にアップデートされているため、それに伴い照会の内容も増加してくる。照会を減らすよう工夫をしており、電話照会が多いものに関しては、ポータルサイトに掲載しそちらに誘導する等の取り組みをしており、結果的に月2,000件程度の照会件数を維持している状況である。
②-39：「サーバラック及びUPSバッテリーの梱包及び輸送」業務委嘱 ○ 単価契約の範囲を超えるサイズのものを梱包・輸送するケースは多くあるのか。サイズの問題であれば、単価契約自体の見直しをすることで良かったのではないかと思うが、それだけの事情ではないのか。	● 本案件は、主に地域情勢が不安定等の理由により年度内の輸送が難しい一部の在外公館について、対応可能な事業者を別途選定し契約を締結したものであり、サイズの問題のみではない。

委員	外務省
②－２５：「在外公館配備用規格食器（銀器）制作・納入」業務委嘱 ○ 本契約事業者が全在外公館に全て納入しているのか。 ○ 平成２０年度の企画競争で決定した仕様ということだが、同じ仕様のものを使用し続ける必要性はあるのか。仕様自体を定期的に見直す余地はないのか。 ○ 契約関連書類に「平成２０年度の企画競争にて決定した仕様に即した銀器作成にかかる単価契約を締結し、同契約に基づき調達する」と記載があるが、本契約事業者は今回の一般競争入札で選定されたのではなく、平成２０年度の段階で決定していたということか。 ○ 例えば来年度も３公館分調達する場合には、また一般競争入札を実施し、契約事業者を選定するというのか。今回は２公館分の調達となっているが、発注数量が入札段階で判明している場合でも単価契約を結ぶのか。 ○ 毎年コンスタントに調達が必要で、２～３年分を一括して調達した方がトータルで安くなるのであれば、纏めて調達するといった考え方もあると思うが、数量により単価が下がるというような感触はあるか。 ○ 銀食器は長く使用されているかと思うが、使用期間について、統計や資料があれば教えていただきたい。また、ゴールドの食器を使用することはあるのか。契約関連書類にシュガースプーンがあるが、こういったものか。	● 然り。 ● 基本的には全在外公館で同じ規格食器を使用するため、頻繁に仕様の見直しを行うことが経済的かどうかという観点もある。また、平成２０年度に採用した規格のものを、現状、全在外公館に配備途中ということもあり、見直しを行うにしてももう少し先になると思料する。 ● 本契約事業者の選定にあたっては、一般競争入札を行っているが、銀器の型を決めたのが平成２０年度に実施した企画競争である。これはあくまで仕様を決めたのみであり、この仕様をこれまで継続して使用している。仕様自体は特殊なものではなく、一般競争入札を行っており、技術的にも様々な事業者に門戸が開かれている状況であると思料する。 ● 然り。同様に一般競争入札を実施し、契約事業者を選定する。単価契約については、契約締結後に別途必要が生じた場合には、新たに追加発注する場合もあるため、毎年度単価契約として契約をしている。 ● 発注数により大幅に単価が下がることはなく、どちらかというと銀の価格に影響を受けている感触である。 ● 銀器の使用期間について統計的なものは手元にないが、現在の仕様が始まってからは、引き続き現在も使用しており、メンテナンスを行いながら基本的にある程度長く使用することを想定している。金製の食器については規格食器では使用していない。シュガースプーンは、コーヒーなどに砂糖を入れるためのもので、契約関係書類に添付している写真のとおりである。
⑥－１０：「在英国日本国大使館事務所不動産」の購入 ○ 内訳に弁護士費用として英国と日本に分かれて積算されているが、この点についてはどういう整理になっているのか。 ○ 英国の弁護士費用については、不動産の本体価格に弁護士の手数料も入っているという解釈で良いか。	● 基本的に契約は日本で行ったが、不動産登記や英国の法律上、現地の弁護士を介入させる必要があり、また、契約書も現地の方式で作成する必要があることから、英国の法律事務所が関与している。また、日本での売却主と外務省とのやり取りにおいて弁護士等の知見が必要となることから、日本側と英国側の２つの弁護士費用が発生している。 ● 購入価格の内訳として、弁護士費用と税務コンサルタントの費用が入っている。

委員	外務省
○ 外国で不動産取得税などがあった場合でも、外交特権により課税免除になるという理解で良いか。資料を確認すると付加価値税についての記載はあるが、付加価値税は実際にはかからないということか。 ○ 不動産売買契約を見ると、弁護士費用も含めた費用ということになっており、不動産の売買価格はノミナルな金額での譲渡となっているため、この契約金額を支払い、不動産を取得したという理解で良いか。 ○ この建物は築35年程となっており、これまで年間賃料を支払っていたものを、取引のコストを負担することにより事実上1円で入手したと理解したが、もともとの契約で外務省側に買い取る権利があったのか。また、建物の耐用年数としてはどうなのか。 ○ 今後は年間賃料の支払いはなしで利用できるが、管理や補修などは自ら行う必要があるという理解で良いか。また、管理、補修にかかる費用については見積りを取っているのか。買い取るにあたってはその点も考慮して判断されたかと思うが如何か。 ○ 不動産購入にあたり、不動産の価値やリスク調査、瑕疵などのチェックは行ったのか。 ○ 不動産のリスク調査等は契約書にも現地の事務所が行っていると記載されているが、その結果、特に問題がなく購入に至ったということか。また、調査の詳細までは契約書に記載されていないが、通常通りのことを行っているかどうかの確認は外務省側でもチェックしているのか。 ○ 本件売買において日本国に課せられる諸税はないと理解した。他方、本契約事業者が所有していた不動産を外務省に売却したということだが、本契約事業者は日本法人のはずであるため、全世界どこで取引を行っても、所得が生じれば法人税の対象になるはずである。取得価格と売却時の差額の収益が課税の対象になるはずだが、今回はマイナスになるため、税金は発生しないということか。その点の確認はされているか。 ○ 随意契約理由について、本契約事業者が所有している不動産を購入するため、本契約事業者と契約を締結する必要があるとのことだが、弁護士費用についても、特定の弁護士事務所と契約する必要がある場合には外務省と直接の随意契約になるかと思うが、当事者が本契約事業者でなければいけない理由はあるのか。	● ご理解のとおりである。課税免除については、その国同士の取り決めがあり、英国の場合は免除となった。 ● 然り。 ● 築年数については132年であり、賃貸契約を開始して35年という状況である。日本の建物の耐用年数とは異なり、ヨーロッパは築100年以上の建物も多く、適宜、設備等の修繕、改修を行えば長く使用出来るというのが一般的である。賃貸契約書の中に、契約期間中に買い取りができるという条項があり、それに基づいて双方合意の上で購入に至った。 ● 管理、補修は自ら行う必要がある。長期の修繕計画は今後、詳細に詰めていくことになるが、現在発生している不具合については適宜対応している状況である。予算の関係もあり長期的なスパンで考えていきたい。 ● 現地の法律及び所有権の移転に伴う調査はしっかり行っているが、建物の施設の状態についての詳細な調査は今回行っていない。 ● 然り。 ● 購入に際して英国の国税庁に確認したところ、今回の売買については所得税がかからないことを確認した。 ● 弁護士はクライアントがどちらになるかという点があるが、当該弁護士は本契約のうち不動産の所有者である本契約事業者に係る業務を行っているため、本契約事業者の弁護士と外務省が直接契約をすることは出来ないためである。

委員	外務省
②－２３：「乗用自動車２台」の交換購入 ○ 本案件は一定の範囲で仕様が限定されているものの、車種は特定されていないという理解で良いか。 ○ 付属品（ＥＴＣ、カーナビ、ドライブレコーダーなど）につき、どのような性能のものを求めるかといった詳細を仕様で決めることは難しいのか。 ⑥－４９：「ＢＥＥＭＳ旅費システム改修」業務委嘱 ○ 支出官払いに変更になることで、省内の今の組織が変わるなど、通常業務に影響が生じることはあるのか。 ○ システムの見直しとともに組織のあり方の見直しも平行的に進めているというイメージか。 ○ 支出官払いに変更すること以外、他にもこのシステムの改修が必要になることは今後もあるのか。また、改修が今後見込まれる場合には、それも考慮して契約に入れ込むなど、経済的観点での工夫はできないのか。 ○ このシステムはいつまで使用予定なのか。後続システムの計画はあるのか。 ○ 計画としては当面このＢＥＥＭＳ旅費システムを使用し続けるということか。今回改修をしたが、２～３年後にはこのシステムを使用しなくなるといったことにはならないという理解で良いか。	● 然り。３列シートのミニバンタイプを対象としているが、車種については特に限定していない。 ● 仕様では標準的な装備でメーカー純正品を想定している。 ● 支払い方法が大幅に変わることで、それに係る職員の体制は変わるかもしれないが、それ以外は大きく変わることはない。 ● 然り。 ● 今回の支出官払い化に伴う改修以外に、現在のところ予定されているのは旅費法改正に伴う改修が考えられる。今現在は支出官払い化に向けた改修に取り組んでいる状況であり、その都度対応が必要になるため現時点では検討していない。 ● 府省共通システム（ＳＥＡＢＩＳ）という他省庁主管のシステムがあるが、これは外務省の特殊な予算科目に対応していない。今後、府省共通システム（ＳＥＡＢＩＳ）で対応が可能になれば移行することが出来るが、現時点ではその予定がないため、今後もＢＥＥＭＳを使用し続ける予定である。 ● 然り。